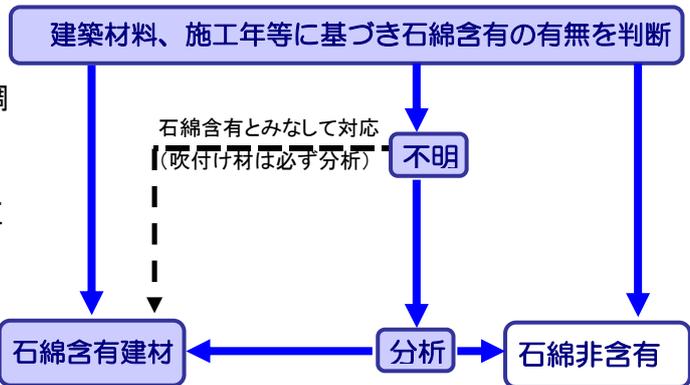


建築物解体・改修時 石綿調査のご案内

建築物を解体・改修する際には、吹付材が使用されていない場合も、建材中の石綿(アスベスト)の有無を判断するため、事前調査が義務付けられています。目視や設計図書で判断が付かない場合、石綿があるものとして作業を行うか、分析調査を実施し、その結果を記録しておかなくてはなりません。

石綿事前調査

解体前に設計図書、現地確認により石綿の調査をします。結果は労働者が見やすい場所に掲示します。(石綿障害予防規則第3条)
この結果は発注者へ書面にて説明することになっています。弊社では掲示書類作成、発注者への書面説明の実施も可能です。



石綿含有分析調査

事前調査により石綿を含有する可能性のある建材、石綿含有の有無が不明な建材については、石綿の含有分析を実施する必要があります。建築物材料に石綿が確認された場合には、解体方法や届出、建築廃材の管理や廃棄方法が変わります。

石綿粉じん濃度測定

実際に解体工事が始まった際には、外気中の石綿粉じん濃度測定を実施することによって、石綿の周囲への漏洩の有無を確認することができます。

イズミテックからのご提案

弊社では、建築物の解体着手前から一貫して、石綿関連業務に対応する事が可能で、地元三河地方で官民間問わず、高い受注実績があります。
石綿含有建材は耐火材、保温材、内装材、外壁など様々な建材に使用されています。
建築物の解体、改修時には是非弊社に御相談下さい。お客様の都合に応じご相談させていただきます。



お問い合わせ先について

まずは弊社営業部までお問い合わせください。【営業部連絡先:0532-46-8521】

お問合せ・お申込

TEL(0532)46-8521 FAX(0532)46-8574